

日中韓における先使用权制度比較表

	日本	中国	韓国
A. 先使用权制度(「制度」)			
A-1. 当該制度が規定されている法的 根拠	特許法 第 79 条	専利法 第 69 条	特許法 第 103 条
A-2. 当該制度の施行規則及び／又 はガイドライン(上記の法律を除 く)	該当なし	「最高人民法院による専利権侵 害紛争案件の審理における法律 適用の若干問題に関する解釈」 第 15 条	該当なし
B. 先使用权の成立要件			
B-1. 未出願の発明が独自に(即ち、 出願された特許発明に由来せず に)発明された場合: 登録・実施許諾なしにそのような 発明を実施する者に対する先使	可	可	可

用権を受けることの可否			
B-2. 特許権者となる者から発明を知ることになり且つこのような未出願の発明が出願された発明と同一である場合（即ち、両方の発明が同じ起源を有している場合）： 登録・実施許諾なしにそのような発明を実施する者に対する先使用権を受けることの可否	不可	未出願の発明が違法に取得されている場合は、不可 そうでない場合は、可	不可
B-3. 先使用権を受けることを意図する者は、いつまでに当該発明を実施しなければならないか（「基準日」）	出願日（該当する場合は優先日）	出願日（該当する場合は優先日）	出願日（該当する場合は優先日）
B-4. 先使用権の基礎とはなるが、当該発明自体の実施としては分類されない活動の範囲（当該範囲	事業の準備を含む	準備を含む	事業の準備を含む

の何らかの実施事業の準備への適用可否を含む)			
B-5. 先使用権の基礎となり得る行為の範囲と、発明の実施として分類される行為の範囲が一致しているか	一致	不一致(販売行為、販売のための提供及び輸入は、先使用権の基礎とはならない)	一致
B-6. 基準日以降の事業の中断による、先使用権が失われる可能性の有無	準備に関して、もし準備が中断される場合、先使用権を失うおそれがある。発明の実施に関しては、不明	不明	不明
C. 制定法・判例法において認められる先使用権の効力			
C-1. 出願日以降の生産・譲渡の能力拡大の可否	可	不可	不明
C-2. 発明実施形態の変更(商品・役務のモデルチェンジや製法の変更等)の可否	以下のルールに従い決定される範囲内(C-3を参照)	不明	不明

<p>C-3. 法律及び／又は裁判所が、先使用権の基礎である実施形式と同一であると認める範囲</p>	<p>先使用権の効力は、特許出願の際（優先権主張日）に先使用権者が現に実施又は準備をしていた実施形式だけでなく、これに具現された発明と同一性を失わない範囲内において変更した実施形式にも及ぶ。</p>	<p>出願日前の生産規模、及び既存の製造設備を使用することで、又は既存の製造準備に基づいて達成され得る生産規模を含む元の範囲に限定される。</p>	<p>不明</p>
<p>C-4. 事業譲渡における先使用権の移転の可否。事業譲渡のスキームが先使用権の移転の有効性に影響を与える場合、その旨を記載。</p>	<p>可</p>	<p>可</p>	<p>可（事業譲渡の場合）</p>
<p>C-5. 先使用権の再実施許諾の可否</p>	<p>不可</p>	<p>不可</p>	<p>不可</p>